

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,611,200	23,611,200	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であ り、権利内容に何ら 限定のない当社にお ける標準となる株式
計	23,611,200	23,611,200	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

①当社は、平成13年改正旧商法の規定に基づき新株予約権を発行しております。

〈第1回新株予約権(平成15年6月25日決議分)〉

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	60 (注)1, 5, 6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注)2, 5, 6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり446 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日～ 平成20年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 446 資本組入額 223	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の権利の譲渡及び 質入その他の処分は認めな い。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

〈第2回新株予約権(平成16年6月24日決議分)〉

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	133 (注)1, 7, 8	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	133,000 (注)2, 7, 8	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり660 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日～ 平成21年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 660 資本組入額 330	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の権利の譲渡及び質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

〈第3回新株予約権(平成17年6月24日決議分)〉

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	192 (注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり776 (注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～ 平成22年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 776 資本組入額 388	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の権利の譲渡及び質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的となる株式の数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

- 3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」とは、調整後の払込金額が適用される前日における当社の発行済株式総数から同日における当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「1株当たりの払込金額」を「1株当たり譲渡価額」に、それぞれ読み替えます。

以上のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整を行います。

#### 4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員であることを要する。ただし、当社の取締役もしくは監査役が任期満了により、もしくは法令変更に伴い退任した場合、または当社の従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。
  - (2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを承継することができる。
  - (3) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。
  - (4) その他の行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。
- 5 3名退職により、新株予約権の数25個と新株予約権の目的となる株式の数25,000株は失権しています。
- 6 権利行使により、新株予約権の数305個と新株予約権の目的となる株式の数305,000株は減少しています。
- 7 3名退職により、新株予約権の数13個と新株予約権の目的となる株式の数13,000株は失権しています。
- 8 権利行使により、新株予約権の数57個と新株予約権の目的となる株式の数57,000株は減少しています。

②当社は会社法に基づき新株予約権を発行しております。

(第4回新株予約権(平成18年6月23日決議分))

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	489(注)1,5	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	489,000(注)2,5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり820(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～ 平成23年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 820 資本組入額 473	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の権利の譲渡及び質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

2 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的となる株式の数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行います。

3 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」とは、調整後の払込金額が適用される前日における当社の発行済株式総数から同日における当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に「1株当たりの払込金額」を「1株当たり譲渡価額」に、それぞれ読み替えます。

以上のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整を行います。

4 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役、従業員であることを要する。ただし、当社の取締役もしくは監査役が任期満了により、もしくは法令変更に伴い退任した場合、または当社の従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを承継することができる。

(3) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めないものとする。

(4) その他の行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

5 2名辞退及び1名退職により、新株予約権の数9個と新株予約権の目的となる株式の数9,000株は失権しています。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日 (注)	220,000	23,549,200	49,060	4,733,160	49,060	4,238,942
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注)	57,000	23,606,200	18,810	4,751,970	18,810	4,257,752
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注)	5,000	23,611,200	1,115	4,753,085	1,115	4,258,867

(注) 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	31	13	130	29	—	1,866	2,069	—
所有株式数 (単元)	—	5,507	93	6,256	5,179	—	6,232	23,267	344,200
所有株式数 の割合(%)	—	23.67	0.40	26.89	22.26	—	26.78	100.00	—

(注) 自己株式206,950株は「個人その他」に206単元及び「単元未満株式の状況」欄に950株を含めて記載しております。

## (6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
スティーラパートナーズ ジャパン ストラテジック ファンド オ フ ショア エル・ピー (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	HEMISPHERE FUND MANAGERS LIMITED., P. O. BOX 30362SMB, 3RDFLOOR, HARBOUR CENTER, NORTH CHURCH STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS, B. W. I (東京都中央区日本橋3-11-1)	3,156	13.37
リエタホールディングエージェ (常任代理人 東海東京証券株式 会社)	SCHLOSSTALSTRASSE 43 CH-8406 WINTERTHUR SWITZERLAND (東京都中央区京橋1-7-1)	1,560	6.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,134	4.80
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	784	3.32
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	726	3.08
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1	705	2.99
株式会社中外	愛知県名古屋市中区千代田5-21-11	613	2.60
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1-1-2 (東京都中央区晴海1-8-12)	500	2.12
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	400	1.70
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2-11-3	374	1.58
計	—	9,953	42.15

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行 726千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 374千株

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 206,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,061,000	23,061	同上
単元未満株式	普通株式 344,200	—	同上
発行済株式総数	23,611,200	—	—
総株主の議決権	—	23,061	—

(注) 単元未満株式数には当社所有の自己株式950株が含まれております。

②【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本特殊塗料株式会社	東京都北区王子5-16-7	206,000	—	206,000	0.87
計	—	206,000	—	206,000	0.87

(8)【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成15年6月25日定時株主総会決議)

平成13年改正旧商法の規定に基づき、平成15年6月25日第97期定時株主総会終結時に在任する取締役、監査役及び同日に在籍する従業員（取締役会において決議する一定の資格を有する者）に対して、新株予約権を発行することを平成15年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成15年6月25日
付与対象者の区分及び人(名)	当社取締役8名 当社監査役5名 当社従業員31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成16年6月24日定時株主総会決議)

平成13年改正旧商法の規定に基づき、平成16年6月24日第98期定時株主総会終結時に在任する取締役、監査役及び同日に在籍する従業員（取締役会において決議する一定の資格を有する者）に対して、新株予約権を発行することを平成16年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人(名)	当社取締役8名 当社監査役5名 当社従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成17年6月24日定時株主総会決議)

平成13年改正旧商法の規定に基づき、平成17年6月24日第99期定時株主総会終結時に在任する取締役、監査役及び同日に在籍する従業員(取締役会において決議する一定の資格を有する者)に対して、新株予約権を発行することを平成17年6月24日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人(名)	当社取締役9名 当社監査役3名 当社従業員26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成18年6月23日定時株主総会決議)

会社法に基づき、平成18年6月23日第100期定時株主総会終結時に在任する取締役、監査役及び同日に在籍する従業員(取締役会において決議する一定の資格を有する者)に対して、新株予約権を発行することを平成18年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人(名)	当社取締役9名 当社監査役3名及び従業員106名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上



## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	11,310	6,741
当期間における取得自己株式	1,826	949

(注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株の売渡し)	2,632	1,323	—	—
保有自己株式数	206,950	—	208,776	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主への利益還元の充実を、経営上の最重要課題として位置付けております。利益配分につきましては、安定配当の維持を基本に、中長期的な収益体質の強化及びキャッシュ・フロー重視の健全な財務内容の維持により利益還元の充実を図ってまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当を基本に、1株当たり年間13円（中間配当金6円）の配当としております。また、今後につきましては、業績、今後の業務計画及び配当性向等を総合的に検討し決定していく考えであります。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)
平成19年11月13日 取締役会決議	140,445	6.00
平成20年6月24日 定時株主総会決議	163,829	7.00

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	720	789	846	929	736
最低(円)	358	500	665	607	426

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における実績であります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年 10月	11月	12月	平成20年 1月	2月	3月
最高(円)	619	561	578	541	514	547
最低(円)	516	463	532	437	426	449

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における実績であります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(千株)
取締役会長	代表取締役	柴田 學	昭和15年12月12日生	昭和41年4月 当社入社 昭和52年10月 当社平塚営業所長 昭和62年6月 当社取締役 平成7年3月 当社塗料事業本部長 平成10年6月 当社常務取締役 平成14年5月 当社代表取締役社長 平成14年11月 UGN, Inc. 代表取締役会長(現任) 平成15年3月 Uni-NTF, Inc. 代表取締役会長(現任) 平成15年9月 日特固(広州)防音配件有限公司 董事長(現任) 平成16年2月 天津日特固防音配件有限公司 董事長(現任) 平成17年6月 当社代表取締役会長(現任)	(注)2	73
取締役社長	代表取締役 開発本部長	野島 雅寛	昭和20年5月1日生	昭和44年4月 当社入社 平成2年3月 当社自動車製品事業本部技術部長 平成7年3月 当社自動車製品事業本部副本部長 平成9年3月 当社塗料事業本部副本部長 平成9年6月 当社取締役 平成10年6月 当社塗料事業本部長 平成14年11月 当社常務取締役 平成17年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成18年6月 ㈱エヌシー代表取締役社長(現任)	(注)2	61
常務取締役	自動車製品 事業本部 塗料事業本部 管掌	五島 堅	昭和20年2月18日生	昭和43年4月 当社入社 平成5年4月 当社自動車製品事業本部設計部長 平成9年3月 当社自動車製品事業本部副本部長 平成10年6月 当社取締役 平成10年6月 当社自動車製品事業本部長 平成14年11月 当社常務取締役(現任) 平成14年11月 ㈱タカヒロ代表取締役社長 平成15年5月 ㈱ニットクシーケー代表取締役社長(現任) 平成20年4月 当社自動車製品事業本部、塗料事業本部管掌(現任)	(注)2	59
取締役	海外事業部 中国・アセアン 業務室担当	杉谷 隆	昭和20年2月5日生	昭和42年4月 当社入社 平成8年9月 当社海外事業部長付部長 UGN, Inc. 出向 平成14年5月 ㈱日本リエタ音響研究所 代表取締役社長(現 ㈱リエタ・ニットク・アジアパンフィック) 平成14年6月 当社取締役(現任) 平成14年6月 当社海外事業部担当(現任) 平成15年4月 当社中国・アセアン業務室担当(現任)	(注)2	60
取締役	塗料事業 本部長	豊島 武博	昭和24年8月23日生	昭和43年4月 当社入社 平成10年4月 当社業務本部財務部長 平成11年4月 当社業務本部人事部長 平成15年4月 当社業務本部副本部長 平成15年6月 当社取締役(現任) 平成16年5月 ニットク商工㈱代表取締役社長 平成16年5月 ㈱ニットク保険センター代表取締役社長 平成17年4月 当社業務本部長 平成19年4月 当社平塚工場長 平成20年4月 当社塗料事業本部長(現任)	(注)2	33

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)	
取締役	自動車製品事業本部長	酒井 万喜夫	昭和28年4月25日生	昭和53年4月 平成9年3月 平成10年6月 平成12年4月 平成15年6月 平成15年6月 平成18年4月 平成20年4月	当社入社 当社自動車製品事業本部技術部長 当社自動車製品事業本部副本部長 当社自動車製品事業本部副本部長兼愛知工場長 当社取締役(現任) 当社開発センター長 当社開発本部長兼当社塗料事業本部副本部長 当社自動車製品事業本部長(現任)	(注)2	24	
取締役	日冕工業(株)管掌	永宗 弘 旨	昭和23年1月23日生	昭和45年4月 平成2年3月 平成14年4月 平成17年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成20年4月	当社入社 当社塗料事業本部広島営業所長 当社塗料事業本部副本部長 当社取締役(現任) 当社塗料事業本部長 北海道ニットク(株)代表取締役社長 日冕工業(株)管掌(現任)	(注)2	10	
取締役	業務本部長 法令遵守室長	田谷 純	昭和28年3月3日生	昭和51年4月 平成17年1月 平成17年4月 平成17年6月 平成19年4月 平成19年4月 平成19年5月	(株)三菱銀行入社 当社入社 業務本部財務部長 当社業務本部副本部長 当社取締役(現任) 当社業務本部長兼法令遵守室長(現任) ニットク商工(株)代表取締役社長(現任) (株)ニットク保険センター代表取締役社長(現任)	(注)2	1	
監査役	常勤	小塚 務	昭和21年12月1日生	昭和40年4月 平成7年4月 平成11年4月 平成15年6月	当社入社 当社業務本部財務部長 当社業務本部副本部長兼財務部長 当社常勤監査役(現任)	(注)3	22	
監査役	非常勤	山上 大 介	昭和21年11月24日生	昭和44年4月 昭和50年11月 昭和56年9月 平成12年8月 平成13年3月 平成13年6月 平成15年8月 平成15年9月	エッソスタンダード石油(株)入社 等松青木監査法人東京事務所入所 公認会計士開業登録 山上公認会計士事務所開業 (株)小田原エンジニアリング監査役(現任) 当社監査役(現任) 宝印刷(株)監査役(現任) 清新監査法人代表社員(現任)	(注)4	25	
監査役	非常勤	奈良 道 博	昭和21年5月17日	昭和49年4月 昭和49年4月 昭和63年7月 平成5年4月 平成7年4月 平成7年4月 平成16年6月 平成18年4月 平成18年4月 平成19年6月	弁護士登録 駒沢大学講師 東京都地方精神保健審議会委員 中央大学講師 日本弁護士連合会常務理事 第一東京弁護士会副会長 当社監査役(現任) 第一東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 総務省年金記録確認に関する中央第三者委員会委員(現任)	(注)4	2	
計								370

- (注) 1 監査役 山上大介、奈良道博は、会社法第2条第16号に定める「社外監査役」であります。
- 2 取締役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査役の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
片板 眞文	昭和19年3月15日生	昭和43年4月 平成16年6月 平成18年4月	東洋高压工業(株) 入社 (三井東圧化学(株)) 三井武田ケミカル(株)代表取締役社長 三井化学ポリウレタン(株)代表取締役 社長	(注)	—

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、収益力ある企業、安全と環境理念を著実に実現しうる企業として、経営の効率化、透明性・健全性の維持により、継続的に企業価値を創造し、株主はじめ全てのステーク・ホルダーから信頼され、ご満足いただける、魅力ある企業の実現をめざしております。

当社は、現状の経営システムを最大限に機能させることにより、公正、透明かつ迅速な経営執行を実現してまいりたいと考えております。

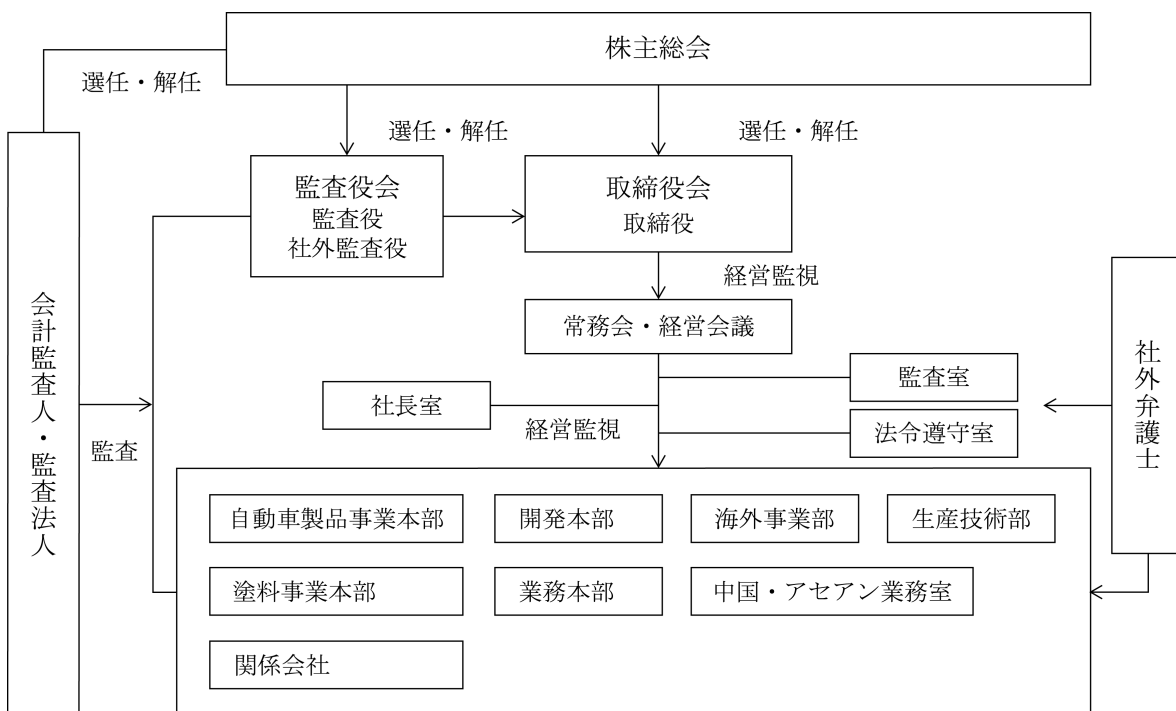
### (1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

#### ①会社の機関の基本説明

当社の取締役は、平成20年3月31日現在で8名（うち、代表取締役2名）の構成となっており、原則月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令で定められた事項や経営の重要事項を決定するとともに、業務執行の状況について審議され、十分な対策等を講じております。

取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役並びに常勤監査役が出席する常務会を毎週開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。また、同メンバーでの経営企画会議では、絞り込んだテーマについて、時間をかけて議論を行っております。

#### ②会社の機関、業務執行・監視及び内部統制の状況



#### ③内部統制システムの整備の状況

当社は業務の有効性・効率性や財務報告の信頼性を確保し、コンプライアンスを徹底するために、以下の内部統制システムの構築とシステムが円滑に機能するよう、体制整備に努めております。

- ・ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス体制の基礎として、行動規範および法令遵守規定を定め運用しております。
- ・ 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署として法令遵守室を設置しております。
- ・ 情報の保存及び管理に対する体制

情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護法に関する基本方針の設定。

・企業集団における業務の適正性を確保するための体制

グループ企業全てに適用する行動指針として、グループ企業行動規範を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規定を定めるものとしております。

経営管理については、グループ会社経営管理方針を定め、当社への決済・報告制度による子会社経営の管理を行なうものとし、必要に応じてモニタリングを行なうものとしております。

④内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査部署として代表取締役直轄の独立組織である監査室を設置し、組織の内部管理体制の適正性と効率性の向上を目的として監査を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、平成20年3月31日現在で監査役3名（うち、社外監査役2名・非常勤監査役）の構成となっており、原則月1回の監査役会を開催しております。

監査役は会社業務全般にわたり、取締役の業務執行について適法性、妥当性を監査しており、常勤監査役は、取締役会、常務会・その他経営上の重要な会議には全て出席し、取締役の職務執行について十分に監視できる体制となっております。会計監査人からは監査計画とその結果について詳細な報告と説明を受け、意見交換を行っております。また、監査室とは必要に応じて情報・意見交換を行い、監査の効率化を図っております。

⑤会計監査の状況

当社の監査証明に係る会計監査人として、新日本監査法人との間で監査契約を締結しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
業務執行社員	江口 潤	新日本監査法人	—
	麻生 和孝		—

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、会計士補等 12名

⑥社外取締役及び社外監査役と会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

社外監査役である山上大介氏ならびに奈良道博氏と当社との関係において、特別な利害関係はありません。また、山上大介氏は公認会計士であり、奈良道博氏は弁護士であります。

(2) リスク管理体制及びリスク管理体制の状況

当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識しその把握と管理、個々のリスクについての管理責任者の体制を整えることとしております。

- ・主力製品等の事業展開に係るリスク
- ・財政状態、経営成績の変動に係るリスク
- ・特定の取引先への依存に係るリスク
- ・いわゆる「東海地震」等の災害に係るリスク

リスク管理体制の基礎として、危機管理規定を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規定に従ったリスク管理体制を構築します。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じ顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行ない被害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

また、化学メーカーとして重要な課題である「環境・安全」関係については、そのリスクを専管する組織として、「環境管理委員会」「品質管理委員会」等を設け、担当部門が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面の監査を行ないます。

(3) 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役および監査役に支払った報酬は、取締役9名（平成19年6月1名退任）に対し191百万円、監査役3名に対し23百万円（うち社外監査役2名 8百万円）であります。なお、報酬の額には通常の報酬のほか、ストック・オプションとして付与しました報酬費用7百万円を含んでおります。

(4) 監査報酬の内容

当事業年度における公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬額は、23百万円であります。上記以外の業務（非監査業務）「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」に対する報酬額は1百万円であります。

(5) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

①自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定めております。これは機動的な資本政策を遂行できるようにすることを目的とするものであります。

②中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。